

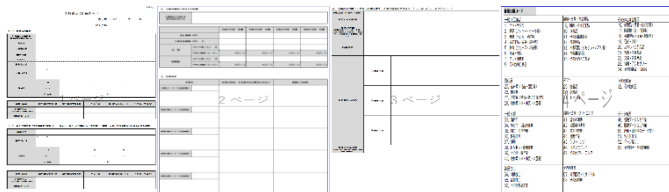
R3-R5 工賃引上げ計画シートをご提出いただいた事業所の方へ

工賃向上計画（工賃引上げ計画シート）の令和5年度に向けての見直しについて

○「工賃引上げ計画シート」とは

大阪府が策定した「大阪府工賃向上計画」では、就労継続支援B型事業所等（以下、「事業所」という。）で働く障がい者の工賃水準の向上をめざし、国の指針（※参照）により各事業所で策定する「工賃向上計画」を、下記様式の「工賃引上げ計画シート」による策定としております。

大阪府ホームページ: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jyusan/>



大阪府工賃向上計画における目標工賃は、前年度実績の8%以上の向上です。
R5の目標額としては、14,900円になります。
(R5.3に大阪府工賃向上計画(令和5年度版)を策定)

(※国の指針)厚生労働省の『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』では、「各事業所における取組」として、工賃向上については、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の関係者で経営理念・運営方針を共有していく必要があるとされており、その実現に向け、目標工賃や工賃向上に向けた具体的方策などを盛り込んだ「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することが求められています。

1. 事業所での作業について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
策定	令和3年度～令和5年度の3か年の工賃引上げ計画シートを作成し、大阪府へ5月末までに提出	—	—
見直し検討	—	令和3年度の実績を基に、令和4年度・5年度の目標等を見直す	令和4年度の実績を基に、令和5年度の目標等を見直す
見直し後に変更有り	—	大阪府へ5月末までに提出 変更箇所黄色	大阪府へ5月末までに提出 変更箇所緑色
見直し後に変更無し	—	大阪府への提出不要	大阪府への提出不要

今回の依頼です!!

※令和5年度に向けて見直して変更があった場合「R3-R5 工賃引上げ計画シート」は、様式(Excel)の変更した箇所を緑色で着色し、令和5年5月末までにメール (jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp)にて提出をお願いいたします。

なお、メールの件名とファイル名(Excel)に、必ず【R5 事業所名】を入れてください。

※見直しをしても変更が無い場合は、提出の必要はありません。

2. 「工賃引上げ計画シート」の実行支援について

策定された「工賃引上げ計画シート」を実行するための支援を行っております。

支援相談窓口は、大阪府工賃向上計画支援事業受託事業者の一般社団法人 エル・チャレンジ福祉事業振興機構(電話:06-6949-3551)です。お気軽にお問い合わせください。

<「工賃引上げ計画シート」の作成及び実行支援相談窓口>
(大阪府事業受託事業者)
一般社団法人
エル・チャレンジ福祉事業振興機構
担当: 粟津 あわづ
電話: 06-6949-3551

<提出にあたっての問い合わせ先>
大阪府 福祉部 障がい福祉室
自立支援課 就労・IT支援グループ 工賃事業担当
電話: 06-6944-2095(直通)
メールアドレス:
jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp